

改正前	改正後
<p>香川県立中央病院医薬品等製造販売後調査取扱規程 前略</p> <p>(委託契約の締結)</p> <p>第6条 院長は、第4条第1項の規定により製造販売後調査の受託を決定したときは、遅滞なく、契約書により当該依頼者と委託契約を締結するものとする。</p> <p>2 契約書の内容を変更する場合は、<u>覚書</u>を締結するものとする。</p> <p>中略</p> <p>(準用)</p> <p>第9条 医療機器の製造販売後調査は、<u>当分の間、いわゆる診療材料のみを対象とし、その実施に必要な手続きと運営については、この規程を準用するものとする。</u></p> <p>2 医療機器の製造販売後調査の審査に当たっては、<u>次に掲げる者を委員として委員会に出席させることができるものとする。</u></p> <p>(1) <u>診療材料委員会委員長</u></p> <p>(2) <u>医療器械委員会委員長</u></p> <p>(3) <u>臨床工学技士</u></p> <p>以下略</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成13年10月15日から施行する。</p> <p>2 香川県立中央病院医薬品等受託研究取扱要綱及び同要綱施行細則は、この規程の施行日以後廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>香川県立中央病院医薬品等製造販売後調査取扱規程 前略</p> <p>(委託契約の締結)</p> <p>第6条 院長は、第4条第1項の規定により製造販売後調査の受託を決定したときは、遅滞なく、契約書により当該依頼者と委託契約を締結するものとする。</p> <p>2 契約書の内容を変更する場合は、<u>契約の一部を変更する契約書</u>を締結するものとする。</p> <p>中略</p> <p>(準用)</p> <p>第9条 医療機器の製造販売後調査の実施に必要な手続きと運営については、この規程を準用するものとする。</p> <p>2 医療機器の製造販売後調査の審査に当たっては、<u>委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別の分野の専門家を委員会に出席させて意見を聞くことができる。</u></p> <p>以下略</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成13年10月15日から施行する。</p> <p>2 香川県立中央病院医薬品等受託研究取扱要綱及び同要綱施行細則は、この規程の施行日以後廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、2023年10月1日から施行する。</u></p>